

項 目	常任委員会の委員の定数等（半田市議会委員会条例）
現 行 の 条 文 等	（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第二条 議員は、次項第四号及び第五号に規定する常任委員会の委員のほか、同項第一号から第三号までに掲げる常任委員会のうち、いずれか一つの委員となるものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 一 総務委員会 8人 イ 企画部の所管に属する事項 ロ 総務部の所管に属する事項 ハ 会計課の所管に属する事項 ニ 市議会事務局の所管に属する事項 ホ 選挙管理委員会の所管に属する事項 ヘ 監査委員事務局の所管に属する事項 ト 公平委員会の所管に属する事項 チ その他常任委員会の所管に属しない事項 二 文教厚生委員会 7人 イ 教育委員会の所管に属する事項 ロ 福祉部の所管に属する事項 ハ こども未来部の所管に属する事項 三 建設産業委員会 7人 イ 建設部の所管に属する事項 ロ 環境水道部の所管に属する事項 ハ 市民経済部の所管に属する事項 ニ 農業委員会の所管に属する事項 四 予算委員会 22人 予算に関する事項 五 決算委員会 22人 決算に関する事項
協 議 内 容	常任委員会の数は3つか2つか 定数、所管事項はどうするか

議員定数改正（22 人→18 人）に伴う確認事項②

※条文等は抜粋です。

項 目	議会運営委員会の委員の定数（半田市議会委員会条例）
現 行 の 条 文 等	（議会運営委員会の設置） 第四条 議会に議会運営委員会を置く。 2 議会運営委員会の委員の定数は、9 人とする。 〔先例〕 3 人以上の会派から 3 人ごとに 1 人選出する。 委員長が属する会派からは、他に 1 人選出する。 条例定数の範囲内で、委員を選出できる。（議長推薦枠）
協 議 内 容	3 人以上の会派から 1 人ずつ委員を選出すると、最大で 6 人、委員長会派からもう一人選出すると合計 7 人が見込まれる。議長推薦枠を何人想定するか。 （定数 22 人の場合） 3 人以上の会派から 1 人ずつ委員を選出すると最大で 7 人、委員長会派からもう一人選出すると 8 人。現行定数は 9 人。

議員定数改正（22 人→18 人）に伴う確認事項③

※条文等は抜粋です。

項 目	資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の委員の定数（半田市議会委員会条例）
現 行 の 条 文 等	（資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置） 第七条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第一項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。 2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第二項の規定にかかわらず9人とする。
協 議 内 容	各会派から偏りなく選出するためには、議会運営委員会委員の定数に合わせる ことが適当である。

議員定数改正（22 人→18 人）に伴う確認事項④

※条文等は抜粋です。

項 目	政治倫理審査会の委員の定数等（半田市議会議員の政治倫理に関する条例）
現 行 の 条 文 等	（委員の定数、任期及び選任） 第六条 審査会の委員(以下「委員」という。)の定数は、9人とする。 2 委員の任期は、一年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。 3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員の選任は、議長の指名による。 5 委員は、各会派から1人以上を選出する。 （審査の請求） 第十一条 議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添付し、議員三人以上の者の連署をもつて、議長に審査の請求をすることができる。ただし、審査の請求は、二会派以上の異なる会派の議員により行うことを要する。
協 議 内 容	委員の選出方法は、申し合わせで議会運営委員会に準ずることとしていることから、議会運営委員会の定数に合わせる事が適当である。

議員定数改正（22 人→18 人）に伴う確認事項⑤

※条文等は抜粋です。

項 目	政務活動費管理委員会の委員の定数（半田市議会政務活動費管理委員会設置要綱）
現 行 の 条 文 等	（構成） 第2条 委員会は、3名以上の会派から1名ずつ選出された議員をもって構成する。ただし、その他の会派からも議長の推薦及び委員全員の賛成を以って、1名ずつ選出できるものとする。 4 委員長の属する会派からは、別に委員1名を選出する。
協 議 内 容	変更せず。

議員定数改正（22人→18人）に伴う確認事項⑥

※条文等は抜粋です。

項目	議会広報誌編集委員会、議会PR委員会、議会ICT推進委員会の委員の定数（先例）
現行の条文等	14—16. 議会PR委員会には、3名以下の会派から1名を、4名以上の会派からは2名を選出し、委員長会派からはさらに1名と無所属議員1名を選出する。議長、副議長、監査委員、議会PR委員会委員を除いた議員は、議会広報誌編集委員会又は議会ICT推進委員会のどちらかに所属する。
協議内容	変更せず。 ただし、会派構成によっては委員数に偏りが生じるため、都度協議していく。

半田市議会会議規則における人数規定（今回は協議しないもの）

①会議時間変更に関する異議申し立ての人数

（会議時間）

第八条 会議時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、**出席議員三人以上**から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

②議案提出の賛成者数

（議案の提出）

第十三条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第百十二条第二項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては、**二人以上の賛成者**とともに連署して、議長に提出しなければならない。

③動議成立に必要な賛成者数

（動議成立に必要な賛成者の数）

第十五条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に**二人以上の賛成者**がなければ議題とすることができない。

④修正の動議に必要な賛成者数

（修正の動議）

第十六条 修正の動議は、その案を備え、法第百十五の三の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては**二人以上の賛成者**とともに連署して、議長に提出しなければならない。

⑤先決動議の表決の順序に異議がある議員数

（先決動議の表決の順序）

第十七条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、**出席議員三人以上から異議**があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

⑥開票時の立会人の人数

（開票及び投票の効力）

第三十条 議長は、開票を宣告した後、**三人以上の立会人**とともに投票を点検しなければならない。

⑦一括議題の異議の人数

（一括議題）

第三十四条 議長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員三人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

⑧発言時間の制限に対する異議の人数

(発言時間の制限)

第五十六条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員三人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

⑨起立表決による議長宣告の異議の人数

(起立による表決)

第六十九条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員三人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

⑩投票による表決の要求人数

(投票による表決)

第七十条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員三人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

⑪簡易表決の異議の人数

(簡易表決)

第七十五条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員三人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

⑫表決の順序に対する異議の人数

(表決の順序)

第七十六条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員三人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

⑬会議録署名議員の人数

(会議録署名議員)

第八十条 会議録に署名する議員は、三人とし、議長が会議において指名する。

⑭互選の有効投票総数

(互選の方法)

第百十八条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の四分の一以上の得票がなければならない。

4 第一項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第一項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

9月定例における決算審査と事業評価にかかるスケジュール

日にち	時間	会 議 等	内 容
7月20日頃		① 資料請求	
8月盆明け		② 説明原稿請求	説明原稿 要・否
8月20日頃		① 資料提出	定例会1週間前
8月20日		告示日	決算書、主要施策の成果報告書
各委員会 3開庁日前		② 説明原稿提出	
8月27日	9:30	本会議	議案（決算以外）上程 ～9月1日 一般質問
9月1日	9:30	本会議	議案（決算以外）質疑、委員会付託
	本会議後	予算委員会	補正予算を3分科会に分割送付 ※当局職員の出席なし
9月2日	9:30	総務分科会・ 委員会	分科会：補正予算審査 委員会：条例等議案審査
	13:30	文教厚生分科会・ 委員会	分科会：補正予算審査 委員会：条例等議案審査
9月3日	9:30	建設産業分科会・ 委員会	分科会：補正予算審査 委員会：条例等議案審査
	13:30	予算委員会	予算委員会（補正予算採決） ※総務部長出席
	16:00	—	討論通告締切
9月7日	9:30 本会議後	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決 議案（決算）上程、質疑、委員会付託
		決算委員会	3分科会に分割送付 ※当局職員の出席なし
9月8日			質疑対象課を事前申告 （決算委員会翌日まで）
9月8日、 11日	9:30	総務委員会	事業評価 ※原則、当局職員の出席なし
9月9日、 14日	9:30	文教厚生委員会	事業評価 ※原則、当局職員の出席なし
9月10日、 15日	9:30	建設産業委員会	事業評価 ※原則、当局職員の出席なし

9月16日	9:30	総務分科会	決算審査 ※関係職員出席(質疑対象課を事前申告)
	13:30	文教厚生分科会	決算審査 ※関係職員出席(質疑対象課を事前申告)
9月17日	9:30	建設産業分科会	決算審査 ※関係職員出席(質疑対象課を事前申告)
	13:30	委員長連絡会議	事業評価3委員会すり合わせ ※当局職員の出席なし
9月18日	13:30	決算委員会	決算審査(総括質疑、採決) ※市長はじめ監以上の職員出席
10月2日	16:00	—	討論通告締切
10月5日	全協後	議員総会	事業評価結果の報告 ※当局職員の出席なし
10月6日	9:30	本会議	討論、採決 ※委員長報告なし

◎質疑の制限時間

	会議等	所管委員	所管外委員
補正予算	各分科会	制限なし	一人7分以内
決算	各分科会	総務：一人15分以内 文教厚生：一人20分以内 建設産業：一人20分以内	一人7分以内、ただし 全体で最大30分
決算 総括質疑	決算委員会	一人10分以内	—

■協議事項

1. 説明原稿の提出 (要・否)
2. (1が要の場合) 説明原稿の提出期限
(各委員会3開庁日前・請求資料提出日にあわせる・その他)
3. 決算審査時の説明 (あり・なし) ※出席課長が限定される
4. 質疑対象課の事前申告期限 ((案)決算委員会の翌日(決算審査1週間前))